

多子世帯利用料請求に伴う手続きのご案内 (認可外保育施設等の保育認定のない家庭)



第2子以降無償化(認可外保育施設等)の多子世帯利用給付認定と多子世帯利用料請求について、手続きのご案内をいたします。多子世帯利用給付認定と多子世帯利用料請求のお手続きは、LINEでの申請が可能です。

※無償化による給付額等の詳細は右のQRコードからご確認ください。

対象	無償化の内容
認可外保育施設 (保育認定のない家庭)	月極上限25,700円までの範囲で無償化 ※施設に支払った保育料又は上限額、いずれか低い額を給付



1.LINEでのお手続きの場合



右のQRコードを読み込むと申請の手続き画面が開きます。北九州市の公式アカウントを友だち登録していない場合は、友だち登録画面となります。登録後、再度、QRコードを読み込んでいただくと申請画面に進みます。

	多子世帯利用給付認定	多子世帯利用料請求
QRコード		
必要書類	●契約書(認可外保育施設等の利用に際し、契約を交わした書面)の写し	●多子世帯利用給付認定通知書(認定番号が記載されています) ●領収書兼提供証明書 ●振込口座のわかるもの(初回申請又は口座変更の場合のみ) ●委任状(認定保護者と口座の名義が異なる場合のみ多子世帯利用料請求書の記載欄に記入)

※提出いただいた個人情報は安全に管理し、多子世帯利用料請求以外の目的では使用しません。

【申請時の注意点】

- ・申請は一问一答形式となっております。1つ前の回答修正することは可能です。
- ・システムの仕様上、申請前の確認画面で修正を行う場合、「1問ずつ戻って修正」又は「中止して最初からやり直し」となりますのでご了承ください。
- ・回答途中で一定時間回答がない場合、自動で申請が中断します。
- ・契約書や領収書兼提供証明書等の添付書類は、カメラで撮影したものを添付してください(事前に撮影した画像を選択することも可能です)。
- ・領収書が複数ある場合は、全て写真撮影し、添付する必要があります。

2.紙でのお手続きの場合



以下の書類を認可外保育施設担当にご提出ください。

	多子世帯利用給付認定	多子世帯利用料請求
必要書類	●多子世帯利用給付認定申請書 ●契約書(認可外保育施設等の利用に際し、契約を交わした書面)の写し	●多子世帯利用料請求書 ●多子世帯利用給付認定通知書(認定番号が記載されています) ●領収書兼提供証明書 ●振込口座のわかるもの(初回申請又は口座変更の場合のみ) ●委任状(認定保護者と口座の名義が異なる場合のみ多子世帯利用料請求書の記載欄に記入)

《申請受付期間》

利用期間	受付期間	支給予定日
1～3月	4月1日～4月20日(必着)	5月末
4～6月	7月1日～7月20日(必着)	8月末
7～9月	10月1日～10月20日(必着)	11月末
10～12月	1月1日～1月20日(必着)	2月末

